

応援します！ 介護の仕事に復帰される方

お貸しします！

無利子

20万円以内



お帰り！ 大歓迎



2年間勤務で
返還不要

勤務年数は、再就職日から計算します。

施設の経営者様へ

職場復帰が見込まれる方に声をかけてみませんか！

- ・出産、育児などで職場を離れ、ひと段落した方
- ・介護などで職場を離れ、ひと段落した方
- ・家族の転勤などで地元を離れ、また地元に戻った方
- ・その他介護職場復帰される方で、これから長く勤めようとする方



資金の対象（再就職経費）

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護にかかる講習会参加経費、参考図書購入費等
- 訪問介護員等として必要となる靴、道具、鞄等の費用
- 敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- その他、必要と認められる経費

貸付対象者（介護再就職者）

【下記すべてに該当する方】

- ① 介護業務経験が1年以上
- ② 介護の有資格者（初任者研修・ヘルパー2級以上）
- ③ 貸付申請日から2ヶ月以内に長崎県内介護職場に介護職員等として再就職する方（就職内定者）。既に再就職済みの方は除きます。
※ 再就職先は、介護職員処遇改善加算を算定している必要があります。
申込者自身で、再就職先に確認して下さい。
- ④ 介護職場を離職後6か月以上経過して再就職
- ⑤ 長崎県福祉人材センター又は佐世保福祉人材バンクに求職登録
※ 申請前に登録を済ませて下さい。
センターへの登録方法、介護職の範囲は長崎県社協のHPの募集要項、手引きを参照下さい。

注意：上記の介護職員等には、介護職員は含まれますが、管理者、サービス管理責任者、（准）看護師、生活相談員、理学療法士、作業療法士、栄養士、調理員、清掃員、事務員等は該当しません。

申請は長崎県社会福祉協議会へ。申請方法は裏面を参照下さい



申込み期限

- 令和2年2月28日まで
- 期限まで隨時受付、審査、貸付します。

連帯保証人

- 1人必要です。
※一定の収入があれば、同一生計者でも可。
注意：貸付申込者が未成年の場合、法定代理人（親権者又は後見人）が連帯保証人となります。

申込み手続き

申請者は、提出書類を整え、県社協へ提出（郵送）して下さい。

- ※ 再就職後は申請できません。
- ※ 原則再就職内定後、再就職前に申請して下さい。内定前に申請する場合は、申請日から2ヶ月以内に採用される必要があります。審査は、内定を確認後行います。採用が申請日から2ヶ月を超える場合は、本件の申し込みは辞退となります。
- ※ 本件借入後内定通りに採用されなかった場合は、返還となります。

提出書類

● 提出書類

- 1) 県社協ホームページよりダウンロードして記入、押印する様式。
① 申請書チェックリスト、② 貸付申請書兼利用計画書、
③ 個人情報の取扱同意書、④ 借用書、⑤ 業務従事届 **(申請者・介護職場連署)**
※ 借用書の金額を書損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可。
※ 本件申請時に再就職が内定に至っていない場合は、業務従事届は内定後送下さい。
- 2) 振込口座通帳の写し（表表紙とその裏部分のみ：支店名、かな氏名、口座番号確認）
- 3) 申請者の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）
- 4) 連帯保証人の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）
- 5) 保有する介護の資格証明書又は修了証の写し
※複数資格を保有する場合は、代表するもの1つの写しのみで可
※ **所得証明、印鑑証明は不要です。**

お帰り！
大歓迎



審査・送金

完備した書類を受け付け後、
3週間を目途に審査結果を通知、送金します。



返還及び返還猶予、返還免除

県内の介護職場に介護職員等として勤務している間、返還は猶予。

- 再就職した日から2年間継続して県内で介護職員等として従事した場合、
返還不要（免除）されます。

※ 他産業又は県外への転就職、介護職員等以外への職種異動等は返還が必要。

※ 借用期間中は、休職、退職、住所変更の届出義務があります。

申込・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号

社会福祉法人 **長崎県社会福祉協議会**

介護貸付担当 宛て

TEL 095-894-4027



遠慮なく、
電話して下さい。

【申込用紙等詳細は上記 HP の募集要項、手引きを参照】